



賛同事業場

登録証

登録番号 第 7 1 1 号

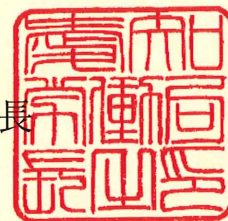
登録年月日 令和 6 年 1 月 1 6 日

名 称 昭和鋼機株式会社

所在地 名古屋市中川区
蔦元町二丁目 7 2 番地 1

安全経営あいち賛同事業場であることを証します。

愛知労働局長



本登録により、裏面「通常使用権許諾書」のとおり、商標登録番号第6662347号及び第6662349号の商標権について、通常使用権を設定することを許諾します。



通常使用権許諾書

商標登録番号第6662347号及び第6662349号の商標権について、下記のとおり通常使用権を設定することを許諾します。

記

1 通常使用権者

本登録証表面記載（以下「本登録証」という。）の事業場の事業者とする。

2 通常使用権の範囲

(1) 期間

本登録証の登録年月日から令和10年3月31日まで

(2) 使用する商標

【 ロ ゴ 】安全経営あいち（商標登録番号第6662347号）

【標準文字】安全経営あいち（商標登録番号第6662349号）

(3) 使用目的

「安全経営あいち®」の趣旨に賛同する旨の表明及び「安全経営あいち®」の普及促進に係るものであれば、使用方法は問わない。

3 使用対価（使用許諾料）

無償

4 使用上の遵守事項等

(1) 通常使用権の範囲を逸脱することのないよう努めること。

(2) 法令又は公序良俗に反することのないよう努めること。

(3) 「安全経営あいち®」の理念又は愛知労働局の品位を傷つけることのないよう努めること。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているとの誤解を与えることがないよう努めること。

なお、通常使用権者の状況又は商標権の使用状況等が、上記のいずれかに該当するとき、その他必要と認める場合には、愛知労働局長は、通常使用権設定の差し止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、通常使用権者は直ちにその請求等に従わなければならない。

商標権者 愛知労働局長